

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、4月25日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信

相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区 HP(やさしい日本語)



12歳～17歳の方へ 新型コロナワクチン3回目接種

12歳～17歳の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施しています。

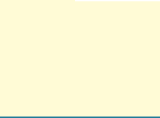
対象者には接種券を発送しました。接種を希望する方は、予約をお願いします。ワクチン接種についての最新情報や詳細は、区ホームページをご覧ください。

【予約】 事前に▶電話で問合せ先へ▶墨田区専用予約システム(<https://g131075.vc.liny.jp>)から申込み

【問合せ】 墨田区コロナワクチン接種問合せダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区 HP(やさしい日本語)



墨田区専用予約システム



申請期間は**6月30日まで**です

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」

「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**6月30日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**【貸付上限額】**20万円以内**【利子】**無利子**【償還期間】**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

【対象】失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**【貸付上限額】**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**【利子】**無利子**【貸付期間】**3か月以内**【償還期間】**10年以内(均等月賦償還)

【申込み】墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



受給を終了した方の再申請期限は**6月30日まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、6月30日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

【対象】申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**【支給期間】**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受付窓口)☎5608-6289

申請期限は**6月30日(消印有効)**まで!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいつでも6月30日(消印有効)です。**

【対象】社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**【月額支給額】**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**【支給期間】**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



【問合せ】墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

ぜひ、ご利用ください SDGs 宣言事業とすみだ公民連携デスクの設置

■墨田区SDGs宣言事業

区は、SDGs達成のために取り組む事業等を表明した区内の事業者や個人事業主、団体に対して「宣言証」を発行し、区ホームページ等で紹介します。

【費用】無料**【申込み】**随時、申請専用サイトから「SDGs宣言書」を提出**【問合せ】**産業振興課産業振興担当☎5608-6186・SANGYOU@city.sumida.lg.jp



■すみだ公民連携デスク

SDGsの達成に向けて、区内外の事業者や団体等と区の行政課題をつなぐ「すみだ公民連携デスク」を設置しました。

【申込み】SDGs特設サイトから出力できる「マッチングリクエストシート」を、直接またはファクス、EメールでSDGs未来都市政策調整担当(区役所7階)☎5608-6231・FAX5608-6407・SEISAKU@city.sumida.lg.jpへ



あなたの寄付が、地域のまちづくり活動を育てます
すみだの力応援基金

区では、皆さんからの寄付を積み立て、地域の課題解決や活性化につながる活動に助成する「すみだの力応援基金」を設置しています。

令和3年度は基金に対して約237万円、プロジェクト支援に対して約6800万円の寄付をいただきました。ご協力ありがとうございました。地域の活動を応援するため、引き続き基金への

寄付を受け付けています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

■助成事業実施報告会

基金を活用した助成事業である「すみだの力応援助成事業」と「すみだの夢応援助成事業」において、令和3年度に助成を受けた団体による報告会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】5月22日(日)午後1時～**【ところ】**参加者の自宅等 *オンライン会議システム「Zoom」を使用**【定員】**先着20人**【費用】**無料 *通信料は自己負担**【申込み】**事前に催し名・氏名・電話番号を、Eメールで地域活動推進課まなび担当☎5608-6202・

KATSUDOSUSHIN@city.sumida.lg.jpへ

*受け付けは5月19日まで

